

平成20年度

光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発
「最先端の光の創成を目指したネットワーク研究拠点プログラム」

公募要領

平成20年4月

文部科学省研究振興局基礎基盤研究課

はじめに

文部科学省では、光科学技術の研究開発を国として戦略的・積極的に推進することにより、各重点科学技術分野や産業分野で革新的な成果を創出することを目指して、平成20年度より、「最先端の光の創成を目指したネットワーク研究拠点プログラム」を開始します。

今般、本プログラムへの参画機関等を公募しますので、提案を希望される大学、研究機関等は、本公募要領の内容に従い、必要な書類を作成の上、ご提出ください。

本公募要領や提案書類の様式は、独立行政法人科学技術振興機構(JST)研究振興支援業務室のホームページ(<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh20-6.html>)及び府省共通研究開発システムポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp>)において公開されます。

1. 目的

光科学技術は、物質・材料、バイオテクノロジー、情報通信、ものづくり等の基盤となるものであり、今後のイノベーション創出や産業競争力向上に不可欠なキーテクノロジーであるといえます。

このため、光科学技術分野の研究開発課題を国として戦略的・積極的に実施するとともに、次世代の光科学技術を担う若手人材等の育成を図ることが必要とされています。

そこで、文部科学省では、光科学技術の中で、特に、今後求められる新たな発想による最先端の光源や計測手法の研究開発を進めると同時に、このような先端的な研究開発の実施やその利用を行い得る光科学技術に関わる若手人材等の育成を図るために、平成20年度より、「最先端の光の創成を目指したネットワーク研究拠点プログラム」を開始することにしました。

本事業においては、我が国に散在する光科学技術に関するポテンシャルを効果的に結集するために、当該分野の研究開発能力を有する複数の研究機関がネットワーク研究拠点を構築することを支援します。本ネットワーク研究拠点では、当該研究開発によって生まれる新たな光の利活用を行う産業界や、ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンスなどの他分野の研究機関等と密接に連携・協力することにより、光科学技術のシーズと各分野のニーズのマッチングを図ることとします。

2. 対象とするネットワーク研究拠点構想

光科学技術がいわゆるスモールサイエンスとして多数の研究機関に分散して進められていることに鑑み、本事業で対象とするネットワーク研究拠点は、最先端の光の創成という目標に向け、技術面・機能面で互いに相補い合う特性をもつ複数の研究機関によって構成されるものとします。本ネットワーク研究拠点において策定される拠点構想は、以下の3点の内容を同時に具備するものとします。

- ① 欧米の機器・手法に追従するのではない革新的手法による、新しい光源・計測法等の研究開発を目指すこと
- ② 拠点を形成する大学等が協力して光科学技術に関する大学院教育カリキュラムをもつなど、次世代の光科学技術を担う若手人材を育成するための具体的なプログラムを実施すること
- ③ 最先端の光を十分に活用している研究者や研究機関等のユーザーと構想段階から連携することにより、開発する光源等の具体的な利用を明確化すること

3. ネットワーク研究拠点構想の要件

2. で示した拠点構想の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 新しい光源・計測法等の研究開発の推進によって、具体的にどのような革新的な光の利用が可能となるのか、又は、具体的に将来どのような応用につながるのかについて、将来の明確なビジョンを有していること

- (2) 光科学技術に関する高度なポテンシャルを有し、互いの特性や機能を補完することが可能な複数の研究機関が、明確な役割分担の下に、緊密な連携・協働体制(ネットワーク研究拠点)^{※1}を構築すること

※1 ネットワーク研究拠点は、光科学技術研究に関わる相互補完的な機能を有する複数の研究機関からなる連携・協働体制をいい、全体を取りまとめる幹事機関及びその他の参画機関により構成されます。

従って、単独の研究機関内部における、複数の組織(大学にあっては大学院研究科や専攻、附置研究所、研究センター等の研究組織、その他の研究機関にあっては研究管理において独立の事務組織を有する研究所、附属センター等をいう。)からなる連携・協働体制は該当しません。また、法人格を異にする複数の研究機関に所属する個人研究者からなる研究チームも該当しません。

- (3) ネットワーク研究拠点で実施する研究開発課題は、具体的には、独創的な手法により、光の特長(波長、パルス特性、出力、コヒーレンス等)を飛躍的に高度化させた、新しい光源・計測法等の研究開発^{※2}であること

※2 単なる要素技術開発は含みません(新しい光源等の研究開発に不可欠な要素技術の開発を部分的に行うことは可能)。また、単なる既存光源の改良も含みません。

- (4) ネットワーク研究拠点への参画機関の連携・協力により、次世代の光科学技術分野を担う若手研究者(ポストドクター、博士課程学生等)を積極的に育成するための効果的なプログラム(最先端光源等を活用したインターンシップ・プログラム、連携大学院などの具体的なカリキュラム等)を策定・実施すること^{※3}

※3 ネットワーク研究拠点へ参画する複数の大学等の自主的な連携・協力により、既に光科学技術分野の若手研究者を育成するためのプログラムを実施している場合には、必ずしも新たなプログラムを作成する必要はありませんが、ネットワーク研究拠点への参画機関相互間での有機的な連携により、教育体制の強化及び教育内容・方法の改善を図っていることが望まれます。

また、人材育成プログラムの実施に当たっては、参画機関以外の大学等の協力・参加を得ることができます。

- (5) ネットワーク研究拠点に参画している研究機関では、現有する先端光源等を活用して、効果的にユーザー研究者や光の利用研究機関等の連携パートナーを巻き込む仕組みが構築されていること

4. 拠点構想等の策定

幹事機関は、ネットワーク研究拠点へ参画するすべての機関を代表して、本公募要領に定める様式に従って、前記2. 及び3. に該当する拠点構想を策定することとします。拠点構想は、参画機関が本委託費により実施する取組を中心として、各機関の自己資金や他の競争的資金等を充てる予定の取組も含めた総合的な構想とします。

また、幹事機関は、拠点構想において示した研究開発、人材育成等を含む全構想のうち、本委託費の充当が適当と考える事項に係る具体的な計画(以下「拠点計画」という。)についても、拠点構想とあわせて、すべての参画機関を代表して策定することとします。

なお、拠点構想及び拠点計画においては、各参画機関の役割分担を明確にさせていただく必要があります。

5. 実施期間、募集拠点数及び費用

(1) 実施期間

原則として最長10年とします。

ただし、長期間にわたるプロジェクトを発展的・効果的に推進するために、研究開発期間を3段階(第1期:3~4年、第2期:3~4年、第3期:3年)に区分した構想・計画を策定していただきます。また、各期の終了前には中間評価を実施するとともに、プロジェクトの途中段階であっても、随時、有効性の検証や研究開発の変更・中止等の見直しを行うこととします。

(2) 募集拠点数

平成20年度は、2つのネットワーク研究拠点を公募します。

(3) 費用

1拠点あたりの経費は、年間3~5億円(間接経費を含む)とします。

6. 提案者の要件等

(1) 提案者

幹事機関の長(学長、理事長等)が提案者となり、ネットワーク研究拠点へ参画する他のすべての機関の長の合意を得た上で、提案してください。

幹事機関又はその他の参画機関の長は、それぞれ拠点構想及び拠点計画の遂行に中心的役割を果たす者を拠点責任者又は研究責任者として任命し、本事業全体の管理・運営を円滑に行うように努めてください。

(2) 申請の要件

① ネットワーク研究拠点への参画機関及び当該機関の長が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- i) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ii) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- iii) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

注： 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号) 抄

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 六 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項に規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

- ② 課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」(平成19年2月制定、平成20年1月改正)に基づいた委託契約を締結することができる機関であることが要件となります。
- ③ 課題が採択された場合に、本事業の契約手続等の事務を行うことができる機関であることが要件となります。
- ④ 課題が採択された場合に、事業の実施に際し、機関の施設及び設備が使用できる機関であることが要件となります。

7. 提案書類の提出方法等

公募期間及び提案書類の提出方法等は以下のとおりです。

(1) 提案書類書式の入手方法

提案書類書式など応募に必要な書類の入手については、

- ・ 独立行政法人科学技術振興機構(JST)研究振興支援業務室のホームページ
(<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh20-6.html>)
- ・ 府省共通研究開発システムポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp>)

からダウンロードすることができます(ファイルの形式は、Word 又は PDF)。

(2) 公募期間 平成20年4月14日(月)～平成20年5月23日(金) 17:00

(3) 提案書類の提出方法及び提出先

① 府省共通研究開発システム

本事業の応募は、府省共通研究開発管理システム(以下、e-Rad という。)* にて行います。

e-Rad の使い方は、e-Rad ポータルサイトをよくご覧ください。

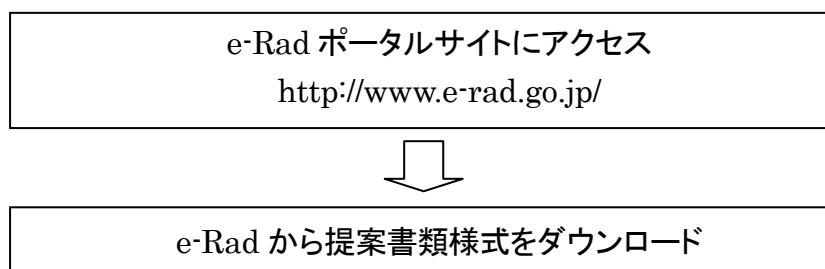
e-Rad の利用に当たっては、事前に、所属機関及び研究者情報の登録が必要になります。登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

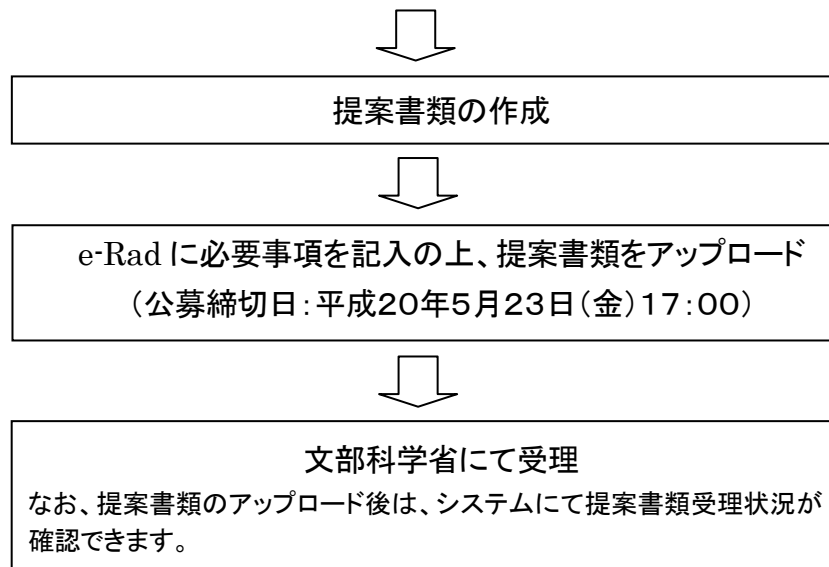
* 府省共通研究開発システム(e-Rad)とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

なお、研究者が所属する研究機関の e-Rad への登録申請が困難であるなど、e-Rad による提案が困難な場合には、e-Rad ヘルプデスクまでお問い合わせください。

② e-Rad を利用した公募の流れ





(3) 提案書類提出の際の注意事項

- ① e-Rad を利用の上、提出してください。e-Rad の操作マニュアルは、e-Rad ポータルサイトからダウンロードできます。
- ② 本制度の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ③ 提案書類(アップロードファイル)は、「Word」または「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募を行ってください。「Word」または「PDF」の推奨動作環境については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。
- ④ 提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。
- ⑤ アップロードできるファイルの最大要領は3MB までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。
- ⑥ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。
- ⑦ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、マニュアルを参照してください。
- ⑧ 提案書類はアップロード後、文部科学省へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。文部科学省へ提出した時点で修正することができなくなります。
- ⑨ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。
- ⑩ 提案書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

(4) 提案に当たっての注意事項

ネットワーク研究拠点の選定、事業の実施に当たっては、予算の制約等の理由から、

計画の修正を求めることがあります。また、契約については、本事業の全体予算額を踏まえ、計画の内容等を総合的に勘案して、毎年度締結することになります。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

本事業に関する審査は、文部科学省が設置する外部有識者からなる選考委員会において行うこととします。同委員会では、提案書類による書面審査に加えて、必要に応じヒアリングを実施し、合議審査によりネットワーク研究拠点を採択します。なお、同委員会における意見等を踏まえ、必要に応じ提案内容の修正・変更を求めることがあります。

(2) 審査項目及び審査基準

① ビジョン設定の明確性・妥当性

- ・ 10～15年といった長期的な視点でみて、新しい光の革新的利用法の提案が具体性をもって明確に示されていること
- ・ 光科学技術を取り巻く国際的な研究動向や研究水準からみて、ビジョンに示された目標の達成が技術的見地から実現可能なものと考えられること
- ・ ネットワーク研究拠点で取り組む研究開発から見込まれる波及効果が、社会的・経済的見地からも妥当であると考えられること

② ネットワーク研究拠点の運営体制の妥当性

- ・ すべての参画機関が共通のビジョン・目標の下に、それぞれの有するポテンシャルを最大限に活用しつつ、明確な責任・役割分担で効率よくネットワーク研究拠点形成を行える体制となっていること
- ・ 連携・協働体制の構築に必要な方策(拠点責任者がリーダーシップを発揮して全体を取りまとめられるような仕組み、技術的・人的・物的ポテンシャルを結集できる仕組み等)が採られていること
- ・ ネットワーク研究拠点へ参画する各研究機関においては、主要な要素技術に関して、国際的に十分な実績を有する研究者・技術者を確保するための仕組みが採られていること
- ・ 研究開発フェーズの進展に応じて、ネットワーク研究拠点へ参画する研究機関や連携パートナーとなるユーザー研究者等を追加・変更できるような柔軟なネットワーク研究拠点形成がなされていること
- ・ ネットワーク研究拠点においては、各参画機関の有する研究ポテンシャルや研究の進捗状況等について、最新の情報を共有できる仕組みをとっていること。また、ユーザー研究者等にも情報発信して、絶えずニーズ側の要望を汲み取ることができる体制となっていること

- ・ 3期構成で段階的に研究開発フェーズが高度化・本格化していくに伴い、民間企業の協力・参加形態も深化していること(例えば、第1期ではアドバイザー参加、第2期では技術者等の人的ソースの提供、第3期では相応の資金提供を含めた官民共同開発、装置の共同運用など、段階的にコミットメントを得られる見込みがあること)
 - ・ 参画機関相互間における研究成果の取扱いの方針や機密情報保持のための方策が明確になっていること
- ③ 研究開発内容の妥当性・将来性・実現可能性
- ・ 各期(第1期、第2期、及び第3期)の研究目標及び研究計画が具体的な実現可能性をもって提示されており、段階的に研究開発のフェーズが高度化・本格化していることが、拠点構想及び拠点計画上、明確に示されていること
 - ・ 単なる既存光源・計測法等の改良にとどまるのではなく、研究開発内容に従来なかった新しい要素技術開発に関するものが含まれていること、又は、要素技術自体は既存のものであっても、新たに組み合わせること若しくは新しい原則・法則を使うことによってスペックが格段に向上することなど、新しい光源・計測法等の研究開発であること
 - ・ 研究開発内容が、当該分野の国際的な研究動向や研究水準からみて妥当なものであると考えられること
 - ・ 少なくとも一つは将来のニーズが明確に提示されているなど、研究開発内容が、将来の光科学技術分野及び他の重点科学技術分野の発展にとって有意義なものであること
 - ・ 単独の研究機関ではなく、すべての参画機関が有するポテンシャルを結集することによって取り組むべき研究開発内容となっていること
 - ・ 研究開発内容が、将来ビジョンに示され目標に照らし、光科学技術分野の研究現状や各参画機関の研究実績からみて、研究終了時点で実現可能なものであること
- ④ 人材育成プログラムの妥当性・実現可能性
- ・ 将来的に光科学技術分野を支える若手人材を育成するための効果的な仕組みが構築されていること
 - ・ 人材育成の考え方や目標とする人材像は、大学や公的研究機関のみならず、産業界のニーズをも十分に踏まえたものとなっていること(産学双方で真に求められている研究者・技術者等を育成するためのプログラムになっていること)
 - ・ 単なる若手研究者の雇用策(ポストク雇用策等)にとどまらない適切な人材の活用策が講じられていること
 - ・ ネットワーク研究拠点への参画する大学等の有機的連携により、他大学の模範

となるような光科学分野を系統的・体系的に修得できる標準カリキュラム・モデルが構築されるなど、具体的な人材育成の方法が示されていること

- ⑤ 既存光源の供用等によるユーザー研究者等の開拓・養成の妥当性・実効性
- ・ 既存光源等を供用する参画機関は、ユーザー研究者等からのニーズに応える研究ポテンシャルを有すること
 - ・ 既存光源等を供用する参画機関は、既に最先端のニーズに対応できる支援体制（利用研究に対応できる実験装置・設備やスペースの確保、実験装置・設備のメンテナンスや最適化ができる体制等）が構築されていること
 - ・ 利用者から課金を徴収する場合は適当な水準であること
 - ・ 参画機関が実施している研究開発の現状、保有する既存光源・計測機器等の性能等に関して、ユーザー研究者等に情報開示していること

(3) 不合理な重複・過度の集中の排除等

① 本事業内における重複提案の制限

本事業においては、一つのネットワーク研究拠点へ参画を予定している機関は、他のネットワーク研究拠点の参画機関として提案することはできません。ただし、アドバイザーとして参加することは可能です。

② 他の競争的資金との不合理な重複に対する措置

拠点責任者が、同一の課題名又は実質的に同一の内容で、既に国又は独立行政法人の競争的資金制度等による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告漏れがあった場合、本事業において、採択決定の取消し等を行うことがあります。

③ 過度の集中に対する措置

本事業に提案された内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している取組の内容が異なる場合においても、幹事機関の拠点責任者及びその他の参画機関の研究責任者については、それぞれのエフォート等を考慮し、当該研究者に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、提出書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の

事務担当者に報告してください。この報告漏れがあった場合、本事業において、採択決定の取消し等を行うことがあります。

④ 提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(4) 経費の不正使用及び不正受給に対する措置等

本事業の実施に関する経費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)に対する措置については、以下の通りとします。

① 経費の不正使用等が認められた場合の措置

i) 契約の解除・変更、委託費の返還

不正使用等が認められた課題については、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めるとともに、その旨を公表します。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

ii) 申請及び参加[※]の制限

本事業において経費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当者に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正使用等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することがあります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることがあります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、原則、委託費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

※「申請及び参加」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	申請及び参加が制限される期間
単純な事務処理の誤り	なし
不正使用(本事業による業務以外の用途への使用がない場合)	2年

不正使用(本事業による業務以外の用途への使用がある場合) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用 ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用 ・研究等に関連しない用途に使用 ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出 ・個人の利益を得るために私的流用	2～5年 (具体的には、程度に応じて個別に判断) (2年) (3年) (4年) (4年) (5年)
不正な行為による受給 <例> ・提案書類における虚偽申告	5年

注：当該年度についても、申請及び参加が制限されます。

②「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく措置

研究費の不正使用防止に関する研究機関の取組については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に基づき、各研究機関は、課題が採択された場合、契約締結時までに、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出する必要があります。(実施状況報告書の提出がない場合には、研究の実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、事業開始までに文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書を提出してください。なお、調査調整課競争的資金調整室に提出の際は、提出する封筒に「光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発「最先端の光の創成を目指したネットワーク研究拠点プログラム」の応募に係るガイドライン報告書在中」と赤字で記載してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm

ただし、平成19年10月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、既に提出していること及び提出日(郵送の場合は発送日)を記載した書面を提出(様式自由)してください。(この場合、①平成19年10月から平成20年3月31日までに報告書を提出した場合(平成21年度以降も事業を実施する場合に限ります。))は平成20年秋頃に、②平成20年4月1日以降に報告書を提出した場合(平成22年度以降も事業を実施する場合に限ります。))は平成21年秋頃に、それぞれ再度の報

告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご留意ください。)

報告書の提出後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含む)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力を依頼することがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託契約等を行わないことがあります。

(5) 研究活動の不正行為に対する措置

本事業における実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

○本事業において不正行為が認められた場合の措置

i) 契約の解除・変更、委託費の返還

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成18年11月4日改正、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、不正行為が認められた課題については、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

ii) 申請及び参加の制限

以下の者については、一定期間、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当者に当該不正行為の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当者は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限することがあります。

措置の対象者	申請及び参加が制限される期間 (不正行為が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2~10年

不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年
--	------

注：当該年度についても、申請及び参加が制限されます。

(6) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度[※]において、経費の不正使用等又は研究活動の不正行為により申請及び参加の制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

※ 現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを確認してください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

また、平成20年度に新たに公募を開始する制度も含むこととします。なお、平成19年度以前に終了した制度についても対象となることがあります。

(7) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(8) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名(提案構想名)、所属研究機関名(幹事機関名)、研究代表者名(拠点責任者名)、予算額、実施期間等)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後、適宜の時期に文部科学省のホームページ等において公開します。

(9) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース[※]への情報提供

文部科学省が管理運営する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、提出書類に記載された必要な情報を提供することがあります。

※ 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

9. 事業の実施

(1) 費用(経費)

経費については、以下の費用を負担することとします。ただし、設備費、人件費、運営費については、本事業に直接係るもののみとし、管理的性格の経費については、間接経費(国の機関の場合は事業管理費とする。)で手当てしてください。

また、本事業では大型の施設・設備を整備するための費用は負担しません。各参画機関は、既存の施設・設備を有効に活用して本事業を実施してください。

① 設備費

- ・ 機械装置： 機械装置の購入、製造又は改良並びにその据付等に要する費用
- ・ 工具器具備品： 工具器具備品の購入、製造又は改良並びにその据付等に要する費用
- ・ 装置試作： 試作する機械装置に要する費用

② 人件費

- ・ 研究職員： 受託業務に直接的に従事する受託者の常勤職員(あるいは常勤に準じる職員)の給与等
- ・ 研究補助者： 受託事業のために雇用する非常勤職員の賃金等
- ・ 人件費付帯経費： 社会保険事業主負担分等

③ 運営費

- ・ 消耗品
- ・ 電子計算機諸費： 電子計算機用プログラム作成費、電子計算機使用料(借損料を含む)、その他電子計算機処理関係費用
- ・ その他： 旅費、修理修繕費、雑役務費(借損料を含む)、光熱水料(分別経理可能なもの、あるいは、支出根拠を明確に示すことが可能なものに限る)、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、消費税相当額等

④ 間接経費※

本事業の実施に関連して間接的に必要となる経費(設備費、人件費、運営費の合計の30%)

※ 間接経費の取扱いについては、別紙参照

(2) 契約形態

文部科学省と各実施機関との間において、毎年度委託契約を締結します。文部科学省は、本事業を実施するすべての機関との間で個別に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」(平成19年2月制定、平成20年1月改正)に基づき委託契約を締結します。

(3) 実施報告

すべての参画機関は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、拠点における研究開発の進捗状況等を文部科学省に報告するとともに、事業終了後に成果報告書を提出してください。

また、幹事機関は、事業開始後3年目、7年目及び事業終了後に、速やかに各参画機関からの成果報告書を取りまとめ、調整の上、独立行政法人科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。提出された成果報告書は、中間評価及び事後評価に活用するとともに、文部科学省のホームページ等で公開することとします。

(4) 評価

文部科学省の設置する評価委員会により、中間評価及び事後評価を実施します。原則として、事業開始後3年目及び7年目に中間評価を行い、計画の見直し(廃止を含む)を行うとともに、事業終了後に事後評価を行うこととします。なお、評価結果は文部科学省が公表することとします。

(5) 事業の推進方法

本事業は、光科学技術の推進に関する懇談会中間報告書において、「シーズ側である光科学技術分野の研究開発による光源・計測法等の研究開発プログラム(研究拠点公募型プログラム)と、ニーズ側である光のユーザー研究者等による研究プログラム(研究テーマ公募型プログラム)とを相互補完的に進めるための研究推進体制の構築が必要である。」と提言されたことを受け、研究拠点公募型プログラムとして実施するものです。

このため、本事業の推進に当たっては、最先端の光源等を使い尽くしたユーザー研究者等による利用研究を推進するための研究テーマ公募型プログラムとして、独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業[※]と密接な連携を図りつつ、相互補完的に進めていく必要があります。

そこで、文部科学省は、独立行政法人科学技術振興機構の協力の下、プロジェクト推進委員会(仮称)を設けて、各ネットワーク研究拠点とユーザー研究者等との連携・協力を促進していくものとします。

また、文部科学省は、本事業全体の円滑な実施・運用を図るために、JSTにプログラムディレクター及びプログラムオフィサーを配置します。プログラムディレクター及びプログラムオフィサーは、強いリーダーシップを発揮し、事業全体の進捗状況を把握するとともに、効果的ネットワーク形成のための各参画機関間の調整や、拠点構想及び拠点計画の実施・運営に関する必要な助言等を行うこととします。各参画機関は、円滑な事業の推進のため、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーに協力する義務を負います。

さらに、本事業の実施に当たっては、光科学技術のシーズと他分野や産業界等の

ニーズのマッチングを効果的に図るため、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの指揮のもとで、毎年1回以上、双方のネットワーク研究拠点が参画した合同シンポジウムを開催することとします。合同シンポジウムの事務局は、ネットワーク研究拠点の持ち回りとします。

※ 平成20年度の戦略目標のうち、「最先端レーザー等の新しい光を用いた物質材料科学、生命科学など先端科学のイノベーションへの展開」の達成に向けて行われるチーム型研究(CRESTタイプ)及び個人型研究(さきがけタイプ)のこと

(6) 知的財産権の取扱い

委託契約により事業を実施している機関では、以下の知的財産権については、研究成果の取扱いについて「産業技術力強化法」(平成12年法律第44号)を適用すれば、委託契約書に基づき必要な確認書を提出していただくことで、委託先機関・組織に権利が帰属することとなります。

- ・ 特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・ プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権(著作権法)
- ・ 回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)
- ・ コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)

10. スケジュール

公募開始から事業開始までのスケジュールは、概ね次のようになる予定です。

- ・ 平成20年4月14日(月) 公募開始
- ・ 平成20年5月23日(金) 公募締切
- ・ ~平成20年6月中旬(予定) 審査
- ・ ~平成20年7月中旬(予定) 委託契約締結、事業開始

11. 問合せ先

本公募に関する質問等は、下記にご連絡ください。

<制度に関する問い合わせ>

文部科学省 研究振興局 基礎基盤研究課 公募担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111(代表) 03-6734-4120(直通)

E-mail : hikari@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ>

独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル6階

TEL : 03-5214-7990 (担当:岸本、松本)

E-mail : hikariask@keytech.jst.go.jp

<e-Rad における研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作に関する問い合わせ>

e-Rad ヘルプデスク

対象者 : 研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者

※ 研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。

TEL : 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間 : 9:30~17:30 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

間接経費の取扱い等について

間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な使途の例示について(平成17年3月23日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」を踏まえ、下記によるものとする。

○間接経費の使途

間接経費は、獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的には、研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

(2) 研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－生命倫理に関する審査に係る必要経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

等

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費
- 等

上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。